

ひとり親家庭のための支援制度について

静岡県で実施している「ひとり親家庭」の方を対象とした主な制度をまとめました。全ての制度において、利用には申請が必要になりますので、市福祉事務所又は町福祉担当課、県健康福祉センターへお問い合わせください。



経済的支援

Q ひとり親が受けられる手当は？

A ひとり親家庭には、所得に応じて児童扶養手当が支給されます。

窓口：市町

<児童扶養手当>

対象者	原則 18 歳未満の子どもがいるひとり親家庭（所得制限あり）
支給日	1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月（2 か月分を年 6 回支給）
支給額	

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1 人	月額 44,140 円	月額 44,130 円～10,410 円
2 人	月額 54,560 円	月額 54,540 円～15,620 円
3 人	月額 60,810 円	月額 60,780 円～18,750 円

- 注 1) 一部支給は所得により 10 円単位で減額されます。
 注 2) 所得により手当が停止されることがあります。
 注 3) 3 人目以降の加算額は最大 6,250 円となります。

Q 病院にかかったときの医療費の助成制度は？

A 所得税非課税世帯のひとり親の親と子の医療費を助成する制度があります。

窓口：市町



<ひとり親家庭等医療費助成>

医療機関で受診した費用のうち、社会保険各法に規定する保険給付の対象となる医療費の自己負担分（入院時食事標準負担額分を除く）を助成する制度です。

- 対象者 所得税非課税世帯であって、
- 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童並びに父子家庭の父と児童
 - 両親のない 20 歳未満の児童

Q 子どもが進学するときに、入学料や授業料の貸付制度は？

A 入学時や修学期間中に受けることができる貸付制度があります。

窓口：市町



<母子父子寡婦福祉資金> 主な貸付金メニュー

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等 月額 27,000 円～52,500 円 大学、高等専門学校等 月額 31,500 円～183,000 円など ※校種別、公私立別、通学条件により額が異なります。	修学期間中
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高等学校、大学、高等専門学校等 校種別、公私立別、通学条件により額が異なります。 150,000 円～590,000 円	一括

※上記の他、修業資金等の貸付メニューがあります。

就業支援

Q 就職に役立つ資格をとりたい！受講料や生活費の支援はあるの？

A 対象講座を受講した場合、受講料の助成制度があります。また、1年以上学校へ通う場合は、生活費を支給する制度もあります。

窓口：市、県健康福祉センター

<自立支援教育訓練給付金>

就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講した場合に受講料の一部を支給します。

対象者 母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準の方

支給額 受講料の6割（上限20万円下限1万2千円）

（看護師等の専門資格を目指す講座を受講する方は修学年数×上限40万円）

（雇用保険受給者はハローワークの支給額との差額を支給）



<高等職業訓練促進給付金>

就職に有利な資格取得のために6月以上養成機関で修業する場合に生活費を支給します。

対象者 母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準の方

支給額 市町村民税非課税世帯 月額100,000円（修学期間の最後の1年間は140,000円）

市町村民税課税世帯 月額70,500円（修学期間の最後の1年間は110,500円）

対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・美容師・社会福祉士・調理師等

支給期間 修業期間の全期間（上限4年）

※ 上記の他、養成機関で修業を修了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

市町村民税非課税世帯 50,000円、市町村民税課税世帯 25,000円

Q 高卒認定試験にチャレンジしたい！受講費用の支援はあるの？

A 民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を助成する制度があります。

<ひとり親家庭再チャレンジ高卒認定試験合格支援事業>

窓口：市、県健康福祉センター

対象者 児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の親又は子で
高等学校を卒業していない方（中退を含みます。）

（実施していない市もあります）

支給額 ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）※通信制の場合、①②③の半額が上限額

②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）

③合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

注）③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

Q JRで通勤しているけど、割引制度は？

A JR各社を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

対象者 児童扶養手当を受給している方

窓口：市町

手続 市町窓口で「資格証明書」と「購入証明書」を受けてから、
購入する駅に提出します。



相談窓口

Q 離婚したいけど、ひとり親になるのが不安。相談できる場所はあるの？

A 「なかなか仕事が見つからない」、「養育費の支払いが止まってしまった」など様々な悩みに対応するひとり親家庭の総合相談窓口があります。（電話：054-254-1191）

<ひとり親サポートセンター>

沼津市、静岡市、浜松市の県内3か所に支所があり、就業相談から技能講習、就業情報の提供等の支援を行うとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門的な相談、その他さまざまな相談に応じます。養育費確保のための無料弁護士相談も定期的を実施しています。



<http://www.shizuboshi.jp>

お問い合わせ先：静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課ひとり親支援班（054-221-2365）

